

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和８年６月３日（諮問第144号）

答申日：令和８年10月15日（答申第123号）

事件名：「審査請求人が市に送付した市長への手紙への回答に係る市内部でのやり取りに関する文書」の存否応答拒否処分に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「審査請求人が市に送付した市長への手紙への回答に係る市内部でのやり取り」に関する文書に係る公文書存否応答拒否決定は、妥当である。

第２ 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和８年４月５日付け公文書公開請求書で、公文書公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、「わたくし〇〇〇〇が、特定記録郵便で郵送した「2025年12月４日付の要望書」の受け取りから、広報広聴課発信の2026年４月１日（水）08：48の表題「市長への手紙について」のＥメール文書に至るまでの丸々４ヶ月間に行われたであろうはずの、豊橋市政内でのやりとりの一切。」と記載されている（「〇〇〇〇」には、特定の人物の氏名が記載されている。）。
- 2 処分庁は、令和８年４月10日付け公文書存否応答拒否決定通知書で、公文書公開請求に対し、公文書存否応答拒否決定（以下「原処分」という。）を行った。通知書の「請求を拒否する理由」欄には、「豊橋市情報公開条例第８条及び第６条第１項第１号に該当（当該公文書の存否を答えること自体が個人情報

報を公開することとなるため。仮に、当該公文書が存在するとしても、個人情報に該当するため。)」と記載されている。

- 3 審査請求人は、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和8年4月14日付けで審査庁に提出した審査請求書、令和8年5月21日付けで提出した反論書、令和8年9月8日に開催した口頭による意見陳述における意見並びに同日付けで本委員会に提出した資料及び提案書の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

処分庁は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項第1号及び第8条に該当しないにも関わらず、原処分を行った。よって、原処分を取り消し、改めて公開又は開示を行うべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人の請求に対して対象となる文書が存在するか否かを回答することにより、審査請求人自身が市に特定記録郵便を郵送したか否かが明らかになり、プライバシーが侵害される旨を主張する。しかし、本件公文書公開請求の請求者は、当該特定記録郵便を送付した本人である。最判平成13年12月18日民集55巻7号1603頁では、「当該個人が自ら公開請求している場合には、当該個人に請求に係る公文書が開示されても、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない」と判示している。したがって、対象となる文書の存否が示されたとしても、プライバシーが侵害されることはない。
- (2) 条例第8条の存否応答拒否は、特定の病歴や犯罪歴の有無等、存在を認めること自体が決定的な不利益をもたらすような、極めて例外的な場合に限り許されるものである。本件のような、行政への要望書に対する組織内での対

応において適用することは、制度の濫用である。公文書の存在を認めただけで、個人情報に該当する部分を非公開とすれば足りる。

第4 処分庁の説明の要旨

1 存否応答拒否とした理由について

- (1) 条例第8条は、公文書公開請求に係る公文書が存在するか否かを回答するだけで非公開情報を公開することとなるときは、存否を明らかにすることなく請求を拒否することができる旨を規定する。
- (2) 本件では、審査請求人は、「わたくし〇〇〇〇が、特定記録郵便で郵送した」と、特定の人物が郵送した文書について請求を行っている。この請求に対し、公文書の存否を回答すると、請求書に記載された特定の人物が、市に対し、特定記録郵便を郵送したかが明らかになる。その結果、当該特定の人物が特定され、プライバシーが侵害される。
- (3) したがって、本請求において、公文書の存否を回答すると、条例第6条第1項第1号が規定する非公開情報を公開することとなるから、条例第8条に基づき、原処分を行った。
- (4) なお、処分庁担当課職員は、自己の情報を開示する場合は、公文書公開請求ではなく、本人確認を行う保有個人情報開示請求を行う必要があることを、審査請求人に対して説明した。

2 結論

以上のとおり、原処分は、条例第6条第1項第1号及び第8条に該当するため、原処分は適法に行われた。したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

本審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 8 年 6 月 3 日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和 8 年 9 月 8 日 口頭による意見陳述
- ④ 同日 審議

第 6 審査会の判断の理由

1 審査請求人が摘示する判例の射程について

- (1) 審査請求人は、最判平成13年12月18日民集55巻 7 号1603頁を摘示し、「当該個人が自ら公開請求している場合には、当該個人に請求に係る公文書が開示されても、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとはいえない」ため、本件公文書公開請求においても、特定記録郵便の差出人である審査請求人に対して対象文書を公開すべきであるから、原処分は違法である旨を主張する。
- (2) しかし、同判決について、調査官解説（福井章代「判解」最判解民事篇平成13年度（下）872頁以下（2004））では、以下のように説明する。

すなわち、地方公共団体が、情報公開制度につき、どのような請求権を認め、要件や手続をどのように規定するかは、当該地方公共団体の立法政策に委ねられている。そのため、情報公開請求により自分の個人情報の公開を請求することが認められるかは、どのような制度として当該情報公開条例が立法されたかによって決められるべき問題である。本判決は、情報公開条例は制定されているが、個人情報保護条例は制定されておらず、情報公開請求により自分の個人情報の公開を請求することが認めるか否かが、当該情報公開条例の規定から明らかではない場合においては、当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解釈するのが合理的であると判断したものである。そのため、本判決は、個人情報保護条例が制定された後に、情報公開条例に基づき自分の個人情報の公開請求が行われた場合に射程が及

ぶものではない。個人情報保護条例制定後には、本判決の射程は及ばず、個人情報保護条例ではなく情報公開請求により自分の個人情報の公開を請求することは、許されないと解するのが相当であると考えられる。

- (3) 条例は、個人に関する情報であって、その記載から特定の個人を識別することができる情報を非公開情報として規定しているが（条例第6条第1項第1号）、自分の個人情報の公開請求した場合に、例外として公開する旨の規定はない。そして、豊橋市では、豊橋市個人情報保護条例（平成17年条例第1号）を制定し、自分の個人情報の公開を求める者は、同条例に基づく保有個人情報開示請求を行うこととされていた。同条例は、令和5年4月1日付けで廃止されたが、同日以降は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規律が豊橋市に対しても及び、同法に基づく保有個人情報開示請求を行うこととされている。
- (4) 以上から、豊橋市では、自分の個人情報を公文書公開請求において公開することを条例は認めておらず、本件公文書公開請求時点においては、個人情報の保護に関する法律の規律が豊橋市にも及び、自分の個人情報の開示を求める者は同法に基づく保有個人情報開示請求を行うこととされていたのであるから、本件公文書公開請求には、審査請求人が摘示する判例の射程は及ばないと解するのが相当である。

2 条例第6条第1項第1号及び第8条の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることに

より、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

- (2) 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」は、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができると規定する。存否応答拒否が必要な類型の文書については、実際に文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきであると解される。文書が存在しない場合には不存在と回答し、文書が存在する場合のみ存否応答拒否を行うと、存否応答拒否を行った場合に文書が存在することが推測されてしまうからである。

3 条例第6条第1項第1号及び第8条の該当性について

(1) 条例第6条第1項第1号及び第8条該当性について

ア 憲法第21条第2項は、通信の秘密を保障しており、その保障は、通信の内容はもとより、差出人の氏名、居所、通信の日時等、通信に関するすべての事項に及ぶ。特定の人物が要望書を送付した事実を公開すると、当該特定の人物の通信の秘密やプライバシーを侵害することになる。

イ 本件公文書公開請求において、対象文書が存在するとすれば、請求書記載の特定の人物が郵送した要望書に関する市役所内部におけるやり取りが記載された議事録等が該当すると考えられる。本件公文書公開請求に対し、これらの文書を対象文書として特定した上で、公開する決定を行うとしても、非公開とする決定を行うとしても、いずれも議事録等の対象文書が存在することが前提の決定であるから、決定により、請求書記載の特定の人物が要望書を市に対して送付したという事実が明らかとなり、請求書記載の特定の人物の通信の秘密やプライバシーが侵害される。そして、先述のとおり、存否応答拒否が必要な類型の文書については、実際に文書が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきであると解されるから、

本件公文書公開請求については、実際に文書が存在するかを問わず、存否応答拒否処分を行うべきである。

ウ したがって、本件公文書公開請求に対し、請求書記載の特定の人物が市に対して要望書を送付した事実を明らかにすることは、当該特定の人物の識別につながるとともに、通信の秘密を侵害することになるから、条例第6条第1項第1号及び第8条に該当する。

(2) 審査請求人の反論について

ア 審査請求人は、自分が要望書を送付した本人であるから、プライバシーの侵害とはならないと主張する。

イ しかし、条例では、誰でも公文書の公開を請求することができることとされており、請求の際に本人確認は行われたい。そして、条例上、審査請求人による請求に対しては公開を行い、他の請求者による請求に対しては存否応答拒否を行うという取扱いまで求められるものではないから、審査請求人が要望書を送付した本人であるとしても、第三者に、特定の人物が要望書を送付した事実が明らかとなることが避けられるわけではない。したがって、審査請求人の主張は、妥当ではない。

4 結論

以上のことから、原処分については、条例第6条第1項第1号及び第8条に該当し、審査請求人が摘示する判例の射程も及ばないため、公文書存否応答拒否決定を行った処分庁の判断は妥当であると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理） 赤本 優

委員 菅生 剛弘

委員 河北 洋介